

(拡充) 低公害車普及事業

(エネルギー特会)
160百万円(85百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、車両総重量3.5t超の重量車については、小型車両と比較して、1台当たりのCO₂排出量が多いことから、これらの用途の車両に、エネルギー効率のよい低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。

また、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル(DME)自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

2. 事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、
車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業(購入、リース)
低公害車用の燃料供給設備の整備事業
次世代低公害車の導入事業(リース)
に対して、その費用の一部を補助する。

補助率： 通常車両価格との差額の1/2
整備費用の1/2
導入(リース)費用の1/2

3. 施策の効果

1台当たりのCO₂や大気汚染物質の排出量の多い重量車への低公害車の導入や、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO₂や大気汚染物質を削減するとともに、価格の低減を促進する。

4. 備考

補助金 160,000千円

(内訳)

車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業	128,000千円
及び低公害車用の燃料供給設備の整備事業	
次世代低公害車の導入事業	32,000千円

低公害車普及事業

20年度要求額 160百万円

車両総重量3.5t超の車両に
低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)



バス

塵芥車 等



燃料供給設備を整備する事業

次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



DME自動車



水素自動車

地方公共団体等による導入に対して補助

- ・ 通常車両との価格差の1/2
- ・ 燃料供給設備整備費の1/2

< 補助率 >

リース料の1/2